

2012年12月10日

各位

株式会社 埼玉りそな銀行

金融円滑化法の期限到来後の対応方針について

埼玉りそな銀行は、2013年3月の金融円滑化法の期限到来後においても、お客さまのお申込みやご相談には、引き続き真摯かつ丁寧に対応してまいります。

当社は、これまで、健全な事業や生活を営むお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことが、金融機関として求められる最も重要な社会的な役割期待であることを認識し、業務の健全かつ適切な運営の確保にも配意しつつ、金融の円滑化に向けた最善の努力を果たしてまいりました。

具体的には、健全な事業や生活を営むお客さまに対する新たな信用供与や貸付条件の変更等については、できる限り柔軟に対応する、また、貸付条件の変更等を実施した後においても、経営相談等の取組みを行うなど、お客さまの事業についての改善または再生のための支援を適切に行うように努めてまいりました。

埼玉りそな銀行は、2013年3月の金融円滑化法の期限到来後においても、上記方針に変わりはなく、お客さまのお申込みやご相談には、引き続き真摯かつ丁寧に対応してまいります。

以上